

(表 2)

毒物又は劇物の包装等級

包装等級	毒物又は劇物の種類
I	<ul style="list-style-type: none"> ・特定毒物 ・アクロレイン ・アセトンシアンヒドリン及びこれを含有する製剤 ・アリルアルコール及びこれを含有する製剤 ・エチレンクロルヒドリン及びこれを含有する製剤 ・O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート及びこれを含有する製剤。(ただし、O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート 5%以下を含有するものを除く。) ・エチルジクロロアルシン及びこれを含有する製剤 ・エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト 1.5%以下を含有するものを除く。) ・塩化チオニル及びこれを含有する製剤 ・黄燐及びこれを含有する製剤 ・過酸化水素及びこれを含有する製剤(ただし、過酸化水素 60%以下を含有するものを除く。) ・クロルスルホン酸 ・クロルピクリン及びこれを含有する製剤 ・クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤 ・クロロプレン及びこれを含有する製剤 ・三塩化燐及びこれを含有する製剤 ・三酸化砒素及びこれを含有する製剤 ・シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤 ・シアン化カリウム及びこれを含有する製剤 ・シアン化カルシウム及びこれを含有する製剤 ・シアン化水銀カリウム及びこれを含有する製剤 ・シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 ・シアン化ナトリウム及びこれを含有する製剤 ・シアン化バリウム及びこれを含有する製剤 ・ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト 5%以下を含有するものを除く。) ・ジクロヘキシミド及びこれを含有する製剤(ただし、40%以下を含有するもの

I

を除く。)

- ・2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン及びこれを含有する製剤(ただし、0.005%以下を含有するものを除く。)
- ・ジフェニルアミン塩化砒素及びこれを含有する製剤
- ・ジフェニルクロロアルシン及びこれを含有する製剤
- ・1, 2-ジブロムエタン及びこれを含有する製剤
- ・ジメチル硫酸
- ・臭化シアン及びこれを含有する製剤
- ・臭素
- ・硝酸及びこれを含有する製剤(ただし、硝酸 70%以下を含有するものを除く。)
- ・ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- ・セレン化合物及びこれを含有する製剤(ただし、二硫化セレン及びこれを含有する製剤を除く。)
- ・トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
- ・トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- ・ニッケルカルボニル及びこれを含有する製剤
- ・二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- ・発煙硫酸
- ・砒酸及びこれを含有する製剤
- ・弗化水素及びこれを含有する製剤(ただし、弗化水素 60%以下を含有するものを除く。)
- ・ブロモベンジルニトリル及びこれを含有する製剤
- ・2-フェニルパラクロルフェニルアセチル)-1, 3-インダンジオン及びこれを含有する製剤
- ・ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤

II

包装等級 I 以外の毒物

- ・(クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
- ・メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤
- ・亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(ただし、亜塩素酸ナトリウム 25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。)
- ・アクリル酸及びこれを含有する製剤
- ・アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- ・アニリン
- ・N-アルキルトルイジン及びその塩類
- ・イソブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- ・一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- ・エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- ・エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤
- ・塩化アンチモン(Ⅲ)及びこれを含有する製剤
- ・塩化アンチモン(Ⅴ)及びこれを含有する製剤
- ・塩化水素を含有する製剤
- ・塩化第二錫
- ・塩素酸バリウム
- ・過塩素酸鉛
- ・塩化ベンゼンスルホニル
- ・過塩素酸バリウム
- ・過酸化水素を含有する製剤(ただし、過酸化水素 20%を超え 60%以下を含有するものに限る。)
- ・過酸化バリウム
- ・過マンガン酸バリウム
- ・クレゾール及びこれを含有する製剤
- ・クロロアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- ・2-クロロアニリン及びこれを含有する製剤
- ・2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- ・珪弗化水素酸
- ・酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
- ・三塩化砒素及びこれを含有する製剤
- ・O, O'-ジエチル=O''-(2-キノキサリニル)=チオホスファート及びこれを含有する製剤

II

- ・ジエチル-1-(2', 4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- ・四塩化炭素及びこれを含有する製剤
- ・シクロヘキシミド及びこれを含有する製剤(ただし、シクロヘキシミド 4%を超え 40%以下を含有するものに限る。)
- ・シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
- ・ジ(2-クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
- ・ジクロル酢酸
- ・2, 4-ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- ・2-ジメチルアミノアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- ・ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- ・ジメチル-2, 2-ジクロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- ・ジプロピル-4-メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- ・3-ジメチルジチオホスホリル-S-メチル-5-メトキシ-1, 3, 4-チアジアゾリン-2-オン及びこれを含有する製剤
- ・3-(ジメトキシホスフィニルオキシ)-N-メチル-シス-クロトナミド及びこれを含有する製剤
- ・臭素酸バリウム
- ・硝酸を含有する製剤(ただし、硝酸 70%以下を含有するものに限る。)
- ・硝酸タリウム及びこれを含有する製剤
- ・硝酸鉛
- ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤
- ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤
- ・センデュラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- ・テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- ・トリクロル酢酸
- ・トルイジン
- ・トルイジン塩類
- ・ニトロベンゼン
- ・フェノール及びこれを含有する製剤
- ・弗化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
- ・t-ブチル=(E)-4-(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- ・ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- ・プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- ・ブロムアセトン及びこれを含有する製剤

<p style="text-align: center;">II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロムエチル ・ブロム水素を含有する製剤 ・ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤 ・ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤 ・ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤 ・ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 ・1, 4, 5, 6, 7-ペンタクロル-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-(8, 8-ジクロルメタノ)-インデン及びこれを含有する製剤 ・ペンタクロルフェノール及びこれを含有する製剤 ・ペンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤 ・硼弗化水素酸及びその塩類 ・マロノニトリル及びこれを含有する製剤 ・無水クロム酸及びこれを含有する製剤 ・メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤 ・2-メチルビフェニル-3-イルメチル=(1RS, 2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3, 3-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤 ・ S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート及びこれを含有する製剤 ・2-メルカプトエタノール ・モノクロル酢酸 ・沃化水素を含有する製剤 ・沃化メチル及びこれを含有する製剤 ・硫酸及びこれを含有する製剤 ・硫酸タリウム及びこれを含有する製剤
<p style="text-align: center;">III</p>	<p style="text-align: center;">包装等級 I 及び II 以外の劇物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリコール酸及びこれを含有する製剤 (3.5% 以下除く) ・2-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤 ・無水酢酸及びこれを含有する製剤 ・無水マレイン酸及びこれを含有する製剤